

作業規程の準則目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1編 総 則 (第1条—第17条) | 1 |
| 第2編 基準点測量 | 7 |
| 第1章 通 則 | 9 |
| 第1節 要 旨 (第18条・第19条) | 9 |
| 第2節 製品仕様書の記載事項 (第20条) | 9 |
| 第2章 基準点測量 | 10 |
| 第1節 要 旨 (第21条—第24条) | 10 |
| 第2節 作業計画 (第25条) | 12 |
| 第3節 選 点 (第26条—第30条) | 12 |
| 第4節 測量標の設置 (第31条—第33条) | 12 |
| 第5節 観 測 (第34条—第39条) | 13 |
| 第6節 計 算 (第40条—第43条) | 19 |
| 第7節 品質評価 (第44条) | 23 |
| 第8節 成果等の整理 (第45条・第46条) | 23 |
| 第3章 レベル等による水準測量 | 25 |
| 第1節 要 旨 (第47条—第51条) | 25 |
| 第2節 作業計画 (第52条) | 26 |
| 第3節 選 点 (第53条—第57条) | 26 |
| 第4節 測量標の設置 (第58条—第60条) | 26 |
| 第5節 観 測 (第61条—第66条) | 27 |
| 第6節 計 算 (第67条—第70条) | 30 |
| 第7節 品質評価 (第71条) | 31 |
| 第8節 成果等の整理 (第72条・第73条) | 31 |
| 第4章 GNSS 測量機による水準測量 | 32 |
| 第1節 要 旨 (第74条—第77条) | 32 |
| 第2節 作業計画 (第78条) | 33 |
| 第3節 選 点 (第79条—第83条) | 33 |
| 第4節 測量標の設置 (第84条—第86条) | 34 |
| 第5節 観 測 (第87条—第92条) | 34 |
| 第6節 計 算 (第93条—第96条) | 36 |
| 第7節 品質評価 (第97条) | 38 |
| 第8節 成果等の整理 (第98条・第99条) | 38 |
| 第5章 復旧測量 (第100条—第103条) | 40 |
| 第3編 地形測量及び写真測量 | 43 |
| 第1章 通 則 | 45 |
| 第1節 要 旨 (第104条) | 45 |
| 第2節 製品仕様書の記載事項 (第105条・第106条) | 45 |
| 第3節 測量方法 (第107条) | 45 |

| | |
|----------------------------|----|
| 第4節 図式（第108条） | 46 |
| 第2章 現地測量 | 47 |
| 第1節 要旨（第109条—第113条） | 47 |
| 第2節 作業計画（第114条） | 47 |
| 第3節 基準点の設置（第115条） | 48 |
| 第4節 細部測量（第116条） | 48 |
| 第1款 TS点の設置（第117条—第120条） | 48 |
| 第2款 地形、地物等の測定（第121条—第124条） | 50 |
| 第5節 数値編集（第125条・第126条） | 52 |
| 第6節 補備測量（第127条） | 52 |
| 第7節 数値地形図データファイルの作成（第128条） | 52 |
| 第8節 品質評価（第129条） | 52 |
| 第9節 成果等の整理（第130条・第131条） | 52 |
| 第3章 地上レーザ測量 | 53 |
| 第1節 要旨（第132条—第135条） | 53 |
| 第2節 作業計画（第136条） | 53 |
| 第3節 標定点の設置（第137条—第141条） | 53 |
| 第4節 地上レーザ観測（第142条—第148条） | 54 |
| 第5節 現地調査（第149条—第152条） | 55 |
| 第6節 数値図化（第153条—第160条） | 56 |
| 第7節 数値編集（第161条・第162条） | 57 |
| 第8節 補測編集（第163条—第165条） | 57 |
| 第9節 数値地形図データファイルの作成（第166条） | 58 |
| 第10節 品質評価（第167条） | 58 |
| 第11節 成果等の整理（第168条・第169条） | 58 |
| 第4章 車載写真レーザ測量 | 59 |
| 第1節 要旨（第170条—第172条） | 59 |
| 第2節 作業計画（第173条） | 59 |
| 第3節 調整点の設置（第174条—第177条） | 59 |
| 第4節 移動取得及びデータ処理 | 60 |
| 第1款 移動取得（第178条—第184条） | 60 |
| 第2款 データ処理（第185条—第194条） | 62 |
| 第5節 数値図化（第195条—第202条） | 64 |
| 第6節 現地補測（第203条—第206条） | 66 |
| 第7節 数値編集（第207条—第209条） | 66 |
| 第8節 数値地形図データファイルの作成（第210条） | 67 |
| 第9節 品質評価（第211条） | 67 |
| 第10節 成果等の整理（第212条・第213条） | 67 |
| 第5章 UAV写真測量 | 68 |
| 第1節 要旨（第214条—第216条） | 68 |
| 第2節 作業計画（第217条） | 68 |
| 第3節 標定点の設置（第218条—第223条） | 68 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第4節 撮影（第224条—第233条） | 70 |
| 第5節 空中三角測量（第234条—第238条） | 72 |
| 第6節 現地調査（第239条—第242条） | 73 |
| 第7節 数値図化（第243条） | 74 |
| 第8節 数値編集（第244条） | 74 |
| 第9節 補測編集（第245条） | 74 |
| 第10節 数値地形図データファイルの作成（第246条） | 74 |
| 第11節 品質評価（第247条） | 74 |
| 第12節 成果等の整理（第248条・第249条） | 74 |
| 第6章 空中写真測量 | 76 |
| 第1節 要旨（第250条—第252条） | 76 |
| 第2節 作業計画（第253条） | 76 |
| 第3節 標定点の設置（第254条—第257条） | 76 |
| 第4節 対空標識の設置（第258条—第263条） | 77 |
| 第5節 撮影 | 79 |
| 第1款 要旨（第264条） | 79 |
| 第2款 機材（第265条—第267条） | 79 |
| 第3款 撮影（第268条—第275条） | 81 |
| 第4款 GNSS/IMUデータ処理（第276条—第278条） | 83 |
| 第5款 フィルムの処理（第279条—第287条） | 84 |
| 第6款 数値写真の統合処理（第288条・第289条） | 86 |
| 第7款 数値写真の整理（第290条—第292条） | 86 |
| 第8款 品質評価（第293条） | 87 |
| 第9款 成果等の整理（第294条・第295条） | 87 |
| 第6節 同時調整（第296条—第304条） | 87 |
| 第7節 現地調査（第305条—第310条） | 89 |
| 第8節 数値図化（第311条—第323条） | 91 |
| 第9節 数値編集（第324条—第329条） | 93 |
| 第10節 補測編集（第330条—第334条） | 94 |
| 第11節 数値地形図データファイルの作成（第335条） | 94 |
| 第12節 品質評価（第336条） | 94 |
| 第13節 成果等の整理（第337条・第338条） | 95 |
| 第7章 既成図数値化 | 96 |
| 第1節 要旨（第339条—第342条） | 96 |
| 第2節 作業計画（第343条） | 96 |
| 第3節 計測用基図作成（第344条・第345条） | 96 |
| 第4節 計測（第346条—第349条） | 97 |
| 第5節 数値編集（第350条—第352条） | 97 |
| 第6節 数値地形図データファイルの作成（第353条） | 98 |
| 第7節 品質評価（第354条） | 98 |
| 第8節 成果等の整理（第355条・第356条） | 98 |
| 第8章 修正測量 | 100 |

| | | |
|------|-------------------------------------|-----|
| 第1節 | 要旨（第357条—第360条） | 100 |
| 第2節 | 作業計画（第361条） | 103 |
| 第3節 | 予察（第362条） | 103 |
| 第4節 | 修正数値図化 | 103 |
| 第1款 | TS等を用いる修正数値図化（第363条・第364条） | 103 |
| 第2款 | キネマティック法による修正数値図化（第365条・第366条） | 103 |
| 第3款 | RTK法による修正数値図化（第367条・第368条） | 103 |
| 第4款 | ネットワーク型RTK法による修正数値図化（第369条・第370条） | 104 |
| 第5款 | 地上レーザ測量による修正数値図化（第371条・第372条） | 104 |
| 第6款 | 車載写真レーザ測量による修正数値図化（第373条・第374条） | 104 |
| 第7款 | UAV写真測量による修正数値図化（第375条・第376条） | 104 |
| 第8款 | 空中写真測量による修正数値図化（第377条・第378条） | 104 |
| 第9款 | 既成図を用いる方法による修正数値図化（第379条—第381条） | 105 |
| 第10款 | 他の既成データを用いる方法による修正数値図化（第382条—第384条） | 105 |
| 第5節 | 現地調査（第385条） | 106 |
| 第6節 | 修正数値編集（第386条—第388条） | 106 |
| 第7節 | 数値地形図データファイルの更新（第389条） | 106 |
| 第8節 | 品質評価（第390条） | 106 |
| 第9節 | 成果等の整理（第391条・第392条） | 106 |
| 第9章 | 写真地図作成 | 107 |
| 第1節 | 要旨（第393条—第397条） | 107 |
| 第2節 | 作業計画（第398条・第399条） | 108 |
| 第3節 | 数値地形モデルの作成（第400条—第405条） | 108 |
| 第4節 | 正射変換（第406条・第407条） | 109 |
| 第5節 | モザイク（第408条—第410条） | 109 |
| 第6節 | 写真地図データファイルの作成（第411条・第412条） | 110 |
| 第7節 | 品質評価（第413条） | 110 |
| 第8節 | 成果等の整理（第414条・第415条） | 110 |
| 第10章 | 航空レーザ測量 | 111 |
| 第1節 | 要旨（第416条—第418条） | 111 |
| 第2節 | 作業計画（第419条） | 111 |
| 第3節 | 固定局の設置（第420条・第421条） | 112 |
| 第4節 | 航空レーザ計測（第422条—第426条） | 112 |
| 第5節 | 調整用基準点の設置（第427条・第428条） | 114 |
| 第6節 | 三次元計測データの作成（第429条—第436条） | 115 |
| 第7節 | オリジナルデータの作成（第437条・第438条） | 116 |
| 第8節 | グラウンドデータの作成（第439条—第443条） | 117 |
| 第9節 | グリッドデータの作成（第444条—第446条） | 119 |
| 第10節 | 等高線データの作成（第447条・第448条） | 119 |
| 第11節 | 数値地形図データファイルの作成（第449条） | 120 |
| 第12節 | 品質評価（第450条） | 120 |
| 第13節 | 成果等の整理（第451条・第452条） | 120 |

| | |
|---|-----|
| 第 11 章 地図編集 | 121 |
| 第 1 節 要　旨（第 453 条—第 457 条） | 121 |
| 第 2 節 作業計画（第 458 条） | 121 |
| 第 3 節 資料収集及び整理（第 459 条） | 121 |
| 第 4 節 編集原稿データの作成（第 460 条・第 461 条） | 121 |
| 第 5 節 数値編集（第 462 条—第 464 条） | 122 |
| 第 6 節 数値地形図データファイルの作成（第 465 条） | 122 |
| 第 7 節 品質評価（第 466 条） | 122 |
| 第 8 節 成果等の整理（第 467 条・第 468 条） | 122 |
| 第 12 章 基盤地図情報の作成 | 123 |
| 第 1 節 要　旨（第 469 条） | 123 |
| 第 2 節 基盤地図情報の作成方法（第 470 条） | 123 |
| 第 3 節 既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成（第 471 条・第 472 条） | 123 |
| 第 4 節 作業計画（第 473 条） | 124 |
| 第 5 節 既存の測量成果等の収集及び整理（第 474 条） | 124 |
| 第 6 節 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整（第 475 条—第 478 条） | 124 |
| 第 7 節 基盤地図情報項目の抽出（第 479 条） | 125 |
| 第 8 節 品質評価（第 480 条） | 125 |
| 第 9 節 成果等の整理（第 481 条・第 482 条） | 125 |
| 第 4 編 三次元点群測量 | 127 |
| 第 1 章 通　則 | 129 |
| 第 1 節 要　旨（第 483 条） | 129 |
| 第 2 節 製品仕様書の記載事項（第 484 条） | 129 |
| 第 3 節 測量方法（第 485 条） | 129 |
| 第 2 章 地上レーザ点群測量 | 130 |
| 第 1 節 要　旨（第 486 条・第 487 条） | 130 |
| 第 2 節 作業計画（第 488 条） | 130 |
| 第 3 節 標定点の設置（第 489 条—第 493 条） | 130 |
| 第 4 節 地上レーザ観測（第 494 条—第 501 条） | 131 |
| 第 5 節 三次元点群データ編集（第 502 条—第 505 条） | 132 |
| 第 6 節 三次元点群データファイルの作成（第 506 条） | 132 |
| 第 7 節 品質評価（第 507 条） | 132 |
| 第 8 節 成果等の整理（第 508 条・第 509 条） | 133 |
| 第 3 章 UAV 写真点群測量 | 134 |
| 第 1 節 要　旨（第 510 条・第 511 条） | 134 |
| 第 2 節 作業計画（第 512 条） | 134 |
| 第 3 節 標定点及び検証点の設置（第 513 条—第 517 条） | 134 |
| 第 4 節 撮　影（第 518 条—第 526 条） | 135 |
| 第 5 節 三次元形状復元計算（第 527 条—第 530 条） | 137 |
| 第 6 節 三次元点群データ編集（第 531 条—第 533 条） | 138 |
| 第 7 節 三次元点群データファイルの作成（第 534 条） | 138 |
| 第 8 節 品質評価（第 535 条） | 138 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第9節 成果等の整理（第536条・第537条） | 138 |
| 第5編 應用測量 | 139 |
| 第1章 通 則 | 141 |
| 第1節 要 旨（第538条—第544条） | 141 |
| 第2節 製品仕様書の記載事項（第545条） | 143 |
| 第2章 路線測量 | 144 |
| 第1節 要 旨（第546条・第547条） | 144 |
| 第2節 作業計画（第548条） | 144 |
| 第3節 線形決定（第549条—第551条） | 144 |
| 第4節 中心線測量（第552条—第554条） | 146 |
| 第5節 仮BM設置測量（第555条—第557条） | 147 |
| 第6節 縱断測量（第558条・第559条） | 147 |
| 第7節 横断測量（第560条・第561条） | 148 |
| 第8節 詳細測量（第562条・第563条） | 149 |
| 第9節 用地幅杭設置測量（第564条—第566条） | 149 |
| 第10節 品質評価（第567条） | 150 |
| 第11節 成果等の整理（第568条・第569条） | 150 |
| 第3章 河川測量 | 151 |
| 第1節 要 旨（第570条・第571条） | 151 |
| 第2節 作業計画（第572条） | 151 |
| 第3節 距離標設置測量（第573条・第574条） | 151 |
| 第4節 水準基標測量（第575条・第576条） | 151 |
| 第5節 定期縦断測量（第577条・第578条） | 152 |
| 第6節 定期横断測量（第579条・第580条） | 152 |
| 第7節 深浅測量（第581条・第582条） | 153 |
| 第8節 法線測量（第583条・第584条） | 153 |
| 第9節 海浜測量及び汀線測量（第585条・第586条） | 154 |
| 第10節 品質評価（第587条） | 154 |
| 第11節 成果等の整理（第588条・第589条） | 154 |
| 第4章 用地測量 | 156 |
| 第1節 要 旨（第590条・第591条） | 156 |
| 第2節 作業計画（第592条） | 156 |
| 第3節 資料調査（第593条—第598条） | 156 |
| 第4節 復元測量（第599条・第600条） | 157 |
| 第5節 境界確認（第601条・第602条） | 157 |
| 第6節 境界測量（第603条—第607条） | 157 |
| 第7節 境界点間測量（第608条・第609条） | 158 |
| 第8節 面積計算（第610条・第611条） | 159 |
| 第9節 用地実測図データファイルの作成（第612条・第613条） | 159 |
| 第10節 用地平面図データファイルの作成（第614条・第615条） | 160 |
| 第11節 品質評価（第616条） | 160 |
| 第12節 成果等の整理（第617条・第618条） | 160 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 第5章 その他の応用測量 | 162 |
| 第1節 要　旨（第619条） | 162 |
| 第2節 作業計画（第620条） | 162 |
| 第3節 作業方法（第621条） | 162 |
| 第4節 作業内容（第622条） | 162 |
| 第5節 品質評価（第623条） | 162 |
| 第6節 成果等の整理（第624条・第625条） | 162 |
| 附　　則 | 163 |
| 付録1 測量機器検定基準 | 165 |
| 付録2 公共測量における測量機器の現場試験の基準 | 171 |
| 付録3 測量成果検定基準 | 179 |
| 付録4 標準様式 | 185 |
| 付録5 永久標識の規格及び埋設方法 | 301 |
| 付録6 計算式集 | 309 |
| 付録7 公共測量標準図式 | 347 |
| 付録8 多言語表記による図式 | 509 |
| 別表1 測量機器級別性能分類表 | 531 |